

新しい法令および税務に関する最新のガイダンス 情報

2019年1月 – No. 1



内容

今回の弊社Grant Thornton Vietnamのニュースレターでは、以下の通り、新しい法令および税務に関する新しいガイダンスについての最新情報をご案内させていただきます。

1. 地域別最低賃金の引き上げについて規定する政令Decree 157/2018/ND-CP
2. 毎年の労働法令遵守状況自己検査を義務付けるCircular 17/2018/TT-BLDTBXH
3. 外国人の強制社会保険料納付が2018年12月1日から開始
4. ウェブサイトでの社会保険加入過程の検索には携帯電話番号の届出が必要
5. 2018年11月1日以降の新設企業は電子インボイスの使用義務があるか？
6. プロジェクト活動開始後に発生した付加価値税の還付
7. 付加価値税を減額修正しても延滞金利の再計算は不可
8. 投資プロジェクト拡大の場合の免税には投資登録証明書の修正をする必要あり
9. Google、Facebookとの誓約書により発生する所得も外国契約者税の課税対象
10. 機械設備購入に伴う借入費用の資産化

1. 地域別最低賃金の引き上げについて規定する政令Decree 157/2018/ND-CP

労働契約に基づいて働く労働者に対する地域別最低賃金を規定する2018年11月16日付け政令Decree 157/2018/ND-CP (“Decree 157”) が発行されました。この政令は、2019年1月1日から施行されます。これによれば、労働契約に基づいて働く労働者に対する地域別最低賃金を規定する2017年12月7日付け政令Decree 141/2017/ND-CPはDecree 157の施行日に廃止されます。

労働契約に基づいて働く労働者に対して2019年1月1日から適用される地域別最低賃金は、以下の通りとなります。

- 第1地域: 4,180,000 VND/月
- 第2地域: 3,710,000 VND/月
- 第3地域: 3,250,000 VND/月
- 第4地域: 2,920,000 VND/月

従って、新しい最低賃金は、現行の最低賃金に比べて、月当たり160,000VNDから200,000 VND程度高くなります。

最低賃金が適用される地域は、本政令の別表が規定する区、市、町および省の下の都市の行政単位に従い規定されています。

Decree 157では、企業が活動する地域に対して規定されている最低賃金の適用の原則が明記されています。異なる地域別最低賃金が規定されている複数の地域で活動する拠点や支店を持つ企業の場合には、その拠点や支店が活動する地域に対して規定されている地域別最低賃金が適用されます。異なる地域別最低賃金が適用される複数の地域にまたがる工業団地、輸出加工区で活動する企業の場合、最も高い地域別最低賃金の地域に従い適用されます。

2. 毎年の労働法令遵守状況自己検査を義務付けるCircular 17/2018/TT-BLDTBXH

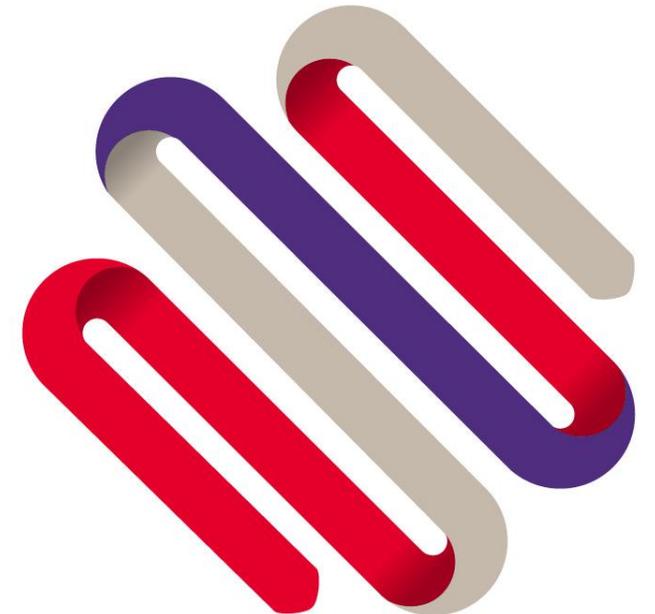
企業による労働法令遵守の自己検査に関して規定する2018年10月17日付けCircular 17/2018/TT-BLDTBXH (“Circular 17”) が、労働・傷病兵・社会省から発行されました。このガイダンスは、2019年1月1日から施行されます。Circular 17の施行に伴い、2006年2月16日付け決定Decision 02/2006/QD-BLDTBXHは廃止されます。

Circular 17は、企業の製造販売現場における労働法令の規定遵守に関して自らが行う情報収集、分析、評価についてのガイダンスです。

具体的には、労働法令の遵守程度評価および遵守の改善方法策定を目的として、自社施設における労働法令遵守状況の自己検査を最低でも1年に1回実施することを規定しています。

自己検査の期間は、前年の新暦1月1日から検査時点までとなります。但し、具体的には企業が自ら決定します。

労働法令遵守状況の自己検査内容は、提起報告の実施、労働者の採用および教育、労働契約の締結および実施、勤務時間および休憩時間に関する規定、労働者への給与支払い、就業規則の作成および届出、労働規律処分および物理的責任賠償などから月次での強制社会保険、健康保険および失業保険への加入および保険料納付、労働争議の解決および異議申立てまで多岐にわたります。



2. 毎年の労働法令遵守状況自己検査を義務付ける Circular 17/2018/TT-BLDTBXH

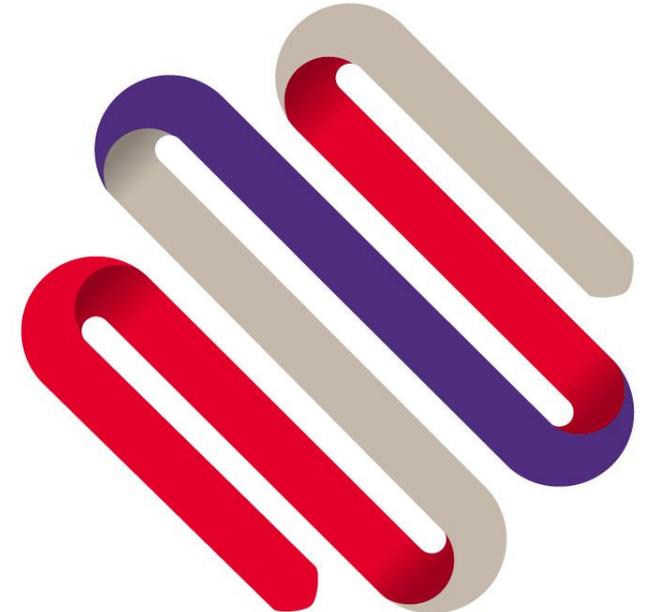
策定した自己検査の計画および実施時期に基づいて、自己検査委員会を設置し、同時に、ウェブサイト (<http://tukiemtraphapluatlaodong.gov.vn>) 上で自社アカウントを作成して、自己検査の実施で使用する自己検査票を入手します。

自己検査票、自己検査結論、企業の自己検査委員会設立文書、および、その他関連資料・書類からなる自己検査書類は、自社における労働法令遵守状況のモニタリング、分析、および、遵守状況改善の方針・方策策定のための基礎とすべく管理書類として保存する必要があります。

労働検査機関による文書での要請があった場合、企業は、企業内労働者代表者の協力を得て、自己検査結果をウェブサイト経由で報告する義務があります。

地方に事務所を持つ支店・駐在員事務所を含む労働者を雇用する施設、地方での工事施工機関は、上級管理機関、および、支店・駐在員事務所または工事施工機関が所在する場所の労働・傷病兵・社会局検査員に対して、ウェブサイト経由にて労働法令の自己検査報告を行う必要があります。

企業は、関連当局による検査があった場合の罰則のリスクを避けるために、本ガイダンスに基づいて、規定に基づく年次の報告書および自己検査書類を作成する必要があることにご留意下さい。



3. 外国人の強制社会保険料納付が2018年12月1日から開始

発行されたばかりの政令Decree 143/2018/ND-CPに基づく外国人の強制社会保険加入に関して暫定的なガイダンスとなる2018年11月29日付けOfficial Letter 2446/BHXH-QLTがホーチミン市社会保険局から発行されました。

このOfficial Letterでは、政令Decree 143/2018/ND-CPの規定に基づく外国人の強制社会保険加入に対して、適用対象、納付額、社会保険料の計算根拠となる給与、社会保険受給制度、および、書類手続きに関する基本的なガイダンスを出しています。

具体的には、社会保険料の納付開始は2018年12月1日から開始されます。但し、この時点では、疾病・産休基金への3%、および、労災・職業病保険基金への0.5%からなる会社側負担分の社会保険料を納付するだけです。2022年1月1日からは、以上に加えて、年金・遺族年金基金への会社側負担分の14%の納付を行うこととなります。また、同時に、外国人労働者は、年金・遺族年金基金への従業員側負担分8%の納付を開始することとなります。

従って、社会保険制度に関して、2018年12月1日から2022年1月1日前までの期間は、外国人が受給できるのは、疾病・産休制度、

および、労災・職業病保険制度のみになります。年金、一時金社会保険、遺族年金のその他制度については、2022年1月1日からの受給になります。

ホーチミン市社会保険局のこのガイダンスによれば、2018年12月1日以降の外国人労働者に関わる強制社会保険料納付に関する書類手続きに関連して、コードBWで健康保険に加入している外国人労働者は、全て、社会保険および健康保険に加入するコードICへ移行させる手続きが社会保険当局により行われます。社会保険加入が免除される外国人（社内異動によるまたは定年に達した外国人労働者）については、コードICを減らすための書類600の受渡票、および、コードBWを増やすための書類603の受渡票の電子手続き書類を会社側で作成します。

支払依頼書を作成する際には、送金指示書に、会社名、会社の社会保険加入コード、および、送金内容の3つの内容を漏らさず記入する必要がありますことにご留意下さい。複数の会社のコードを使用する(YN、IC、BWのように)会社が送金証憑を1つ作成する場合、送金内容としてコード毎の送金額を記載する必要があります。

その他地方の社会保険当局からも、早々に、外国人の強制社会保険料納付手続きに関するガイダンスが発行される見込みです。

4. ウェブサイトでの社会保険加入過程の検索には携帯電話番号の届出が必要

社会保険加入者の情報修正に関するガイダンスとして2018年11月13日付けOfficial Letter 2273/BHXH-QLTがホーチミン市社会保険局から発行されました。

このガイダンスによれば、ベトナム社会保険庁のウェブサイト (<https://baohiemxahoi.gov.vn/Pages/default.aspx> 右上の情報検索部分をクリック)における社会保険・失業保険の加入過程および健康保険証の有効性に関する情報を検索する場合、加入者個人の携帯電話番号を通じて実施する必要があります。

従って、新規労働者の増員があった際には、様式TK1-TSの項目全てに対して情報および加入者個人の携帯電話番号を漏れなく記載するよう指導を行い、同時に、増員を報告する受渡票600の電子書類を作成する必要があります。

社会保険および健康保険への加入者については、足りない情報および加入者個人の携帯電話番号を収集・補足して、様式TK1-TSを作成し、情報の補足、または、変更の際の修正を行うために受渡票番号608の電子書類を送付する必要があります。

退職した労働者については、個人電話番号の補足または修正をするために、紙での様式TK1-TSを作成して、管轄地の社会保険局へ直接または郵送にて送付します。



5. 2018年11月1日以降の新設企業は電子インボイスの使用義務があるか？

電子インボイスに関するガイダンスとして2018年11月29日付けOfficial Letter 4763/TCT-CSが発行され、税務総局から各省および中央直轄都市の税務局宛に送付されました。

これによれば、2018年11月1日から2020年10月31日までの期間に新設された企業について、新設企業による電子インボイス使用に関する通知が税務当局から出されない場合、これら新設企業は、自社印刷インボイス、外注印刷インボイス、電子インボイス、または、税務当局からの購入インボイス(購入インボイスを使用すべき場合)の発行届出を選択して、現行規定に従うインボイス使用およびインボイスに関する行政手続きの実施を行うことができます。

税務当局から電子インボイス適用義務の通知があった場合で、新設企業の情報技術面でのインフラが未整備で、外注印刷インボイス、自社印刷インボイスの発行使用を届出した場合でも、この新設企業は、Decree 119/2018/ND-CPの付表様式03に基づいてインボイスデータを税務当局へ送付し、同時に、付加価値税の申告書を送付する必要があります。



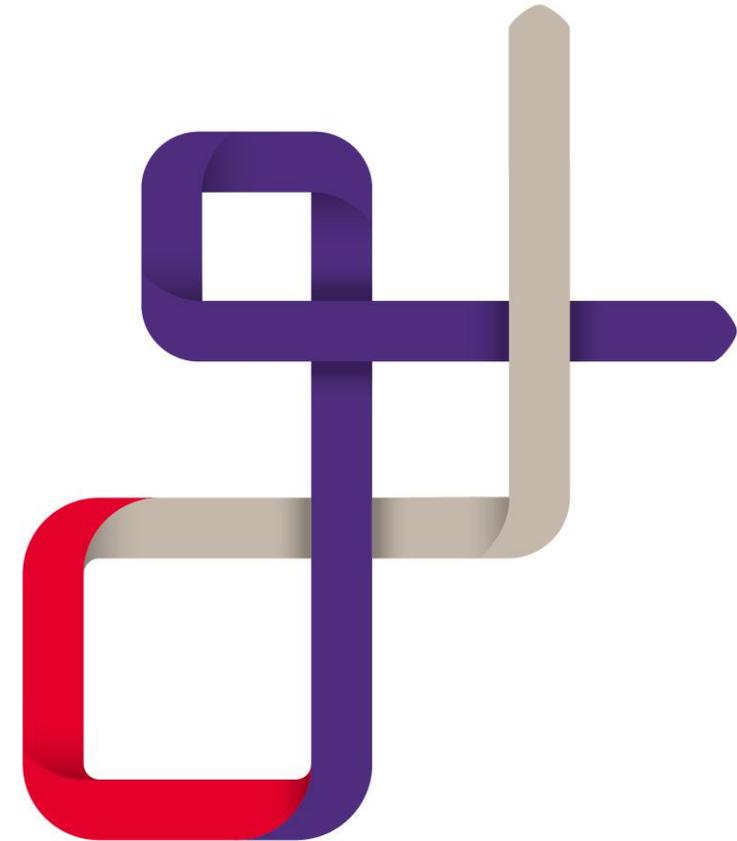
6. プロジェクト活動開始後に発生した付加価値税の還付

投資プロジェクトに対する付加価値税還付に関するハノイ市税務局への回答として2018年11月22日付けOfficial Letter 4624/TCT-CSが税務総局から発行されました。

具体的には、現行規定によれば、現行規定の条件を満たす投資段階の投資プロジェクトは仕入れ付加価値税の還付を受けることができます。但し、最近実施されている実際の税務調査では、プロジェクトの製造・販売活動が既に開始された時点で還付申請をしている投資プロジェクトに対しては還付をしないという考え方を持つ関連当局が出てきています。

上述のOfficial Letter 4624/TCT-CSによれば、プロジェクト活動開始、売上発生の日以降に発生した投資プロジェクトの仕入れ付加価値税額についての還付のケースの補足に関する意見を国家監査院が持っているとされていますので、税務総局が上述の内容を権限当局へ報告しており、権限当局からの意見を待って具体的なガイダンスが発行される見込みです。

この問題に関するより詳細なガイダンスが発行され次第、最新情報をご案内致します。



7. 付加価値税を減額修正しても延滞金利の再計算は不可

延滞金利の修正に関する2018年11月7日付け
Official Letter 4352/TCT-KKが税務総局から発
行されました。

これによれば、過去の期間についての付加価値税修正申告により納付額の減額修正を行った場合、既に申告済みの延滞金利(申告書の正式な提出期限から修正申告を行った時点までの期間の延滞金利)を再計算することはできません

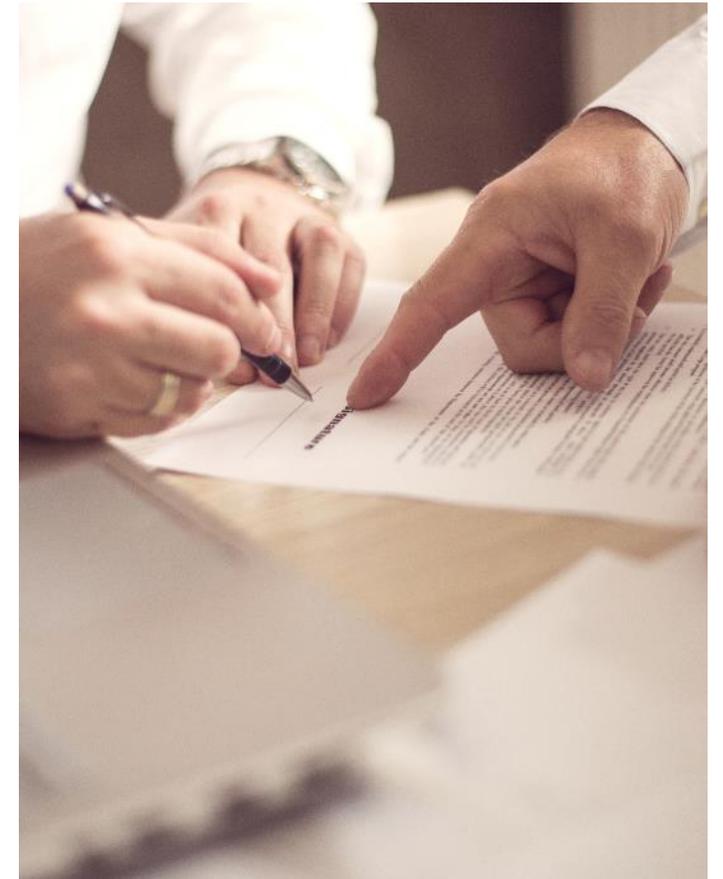
8. 投資プロジェクト拡大の場合の免税には投資登録証明書の修正をする必要あり

輸入関税に関する2018年11月7日付けOfficial Letter 6528/TCHQ-TXNKが税関総局から発行されました。

このガイダンスによれば、プロジェクトの固定資産を形成する機械設備および専用運搬手段に対する輸入関税の免税を受ける投資プロジェクトがある場合、輸出入関税に関する法令の規定に従い企業の投資証明書に明記されます。

免税を受ける輸入物品リストおよび輸入物品モニタリング票は、プロジェクト全体に対して1回作成されるか、プロジェクトの実施段階毎あるいはプロジェクトの工事項目毎に作成されます。または、物品が機械設備ラインの場合にはライン毎に作成されます。そして、この物品リストは、当該物品の輸入手続き前に届出する必要があります。

しかしながら、投資優遇を受けるプロジェクトのための物品や工事項目の追加を行う際に投資登録証明書の修正や拡大投資プロジェクトの届出をしない場合、その追加項目は拡大投資プロジェクトとして扱われません。従って、その追加項目は、規定に基づく免税リスト通知に関する規定を満たさないことになり、プロジェクトへの追加物品・追加工事となる固定資産を形成する機械設備および専用運搬手段に対する輸入関税免税を受ける条件を満たさないこととなります。



9. Google、Facebookとの誓約書により発生する所得も外国契約者税の課税対象

外国契約者税の申告納税に関するガイダンスとして2018年9月4日付け Official Letter 61336/CT-TTHTがハノイ市税務局から発行されました。

このガイダンスによれば、(GoogleやFacebookのような場合の)外国契約者との間での誓約書に基づくベトナム源泉所得が外国契約者に発生する場合、当該外国契約者は、ベトナムにおける外国契約者税(付加価値税および法人所得税)の納税対象となります。これによれば、ベトナム側の会社が、法令の規定に基づいて、外国契約者に代わり申告、控除および納税の義務を負います。

外国契約者(Google、Facebook)に対する支払い額は、会社の製造事業活動に関連する実際の支払いであって、かつ、会社の社名、住所、税務コードが記載された有効なインボイス・証憑(販売者側がインボイスを提供しない場合は規定による外国契約者税の申告書および納税証憑があること)、および、決済額が20百万VNDを超える場合には非現金決済証憑があれば、法人所得税の計算に際して損金参入が認められます。



10. 機械設備購入に伴う借入費用の資産化

機械設備購入に伴う借入費用の資産化に関するガイダンスとして2018年11月21日付けOfficial Letter 14494/BTC-QLKTが財政省から発行されました。

このガイダンスによれば、新しい機械設備を購入して直ちに使用する場合は借入費用の資産化をしてはいけません。この財政省のガイダンスは、ベトナム会計基準16(VAS 16)借入費用の第07項および第08項、2014年12月22日付けCircular 200/2014/TT-BTCの第35条第1項d1の内容と完全に整合しています。

また、このガイダンスでは、帳簿への記帳、財務諸表の作成および表示に関するガイダンスとなる2014年12月22日付けCircular 200/2014/TT-BTCは会社の納税義務算定には適用しないことを強調しています。

但し、財政省のOfficial Letter 14494/BTC-QLKTでは、固定資産の管理、使用および償却制度についてのガイダンスとなるCircular 45/2013/TT-BTC第4条第1項aにおける固定資産の取得原価に関するガイダンス内容には言及していないことに留意する必要があります。この問題については、将来の税務調査における追徴課税リスクを最小限に抑えるために、具体的事例毎に判断する必要があると思われます。



Contact

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton Vietnam の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton Vietnam は責任を負いません。今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton Vietnam からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。ニュースレターのダウンロードは 下記サイトへアクセス下さい。Tax Hub

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner
National Head of Tax
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com

満重弘 (Hiroshi Mitsushige)

Manager – Japanese Desk
D +84 24 3850 1689
E hiroshi.mitsushige@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street, Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 28 3910 9231
E hungdu.nguyen@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director – Japanese Desk
D +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com

Nguyen Thu Phuong

Tax Director
D +84 28 3910 9237
E thuphuong.nguyen@vn.gt.com